

**令和6年度 運営指導における主な指導事例
(居宅介護支援・介護予防支援に関する事項)**

1 運営基準

(1) 指定居宅介護支援（介護予防支援）の具体的取扱方針について

【事例】

居宅（介護予防）サービス計画の変更に当たり、アセスメントやサービス担当者会議を実施していない。

ア アセスメントにより利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するとともに、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有し、専門的な見地からの意見を求めてください。

【事例】

居宅（介護予防）サービス計画に位置付けた指定居宅（介護予防）サービスについて、個別サービス計画により整合性を確認していない。

ア 居宅（介護予防）サービス計画に位置付けたサービスについては、個別サービス計画の提出を求め、整合性等を確認する必要があります。

【事例】

訪問看護や通所リハビリテーション等の医療系サービスを位置付けている居宅（介護予防）サービス計画について、主治の医師等の指示を確認できる記録がない。

ア 主治の医師等の指示がある場合に限り、訪問看護等の医療系サービスを位置付けられるため、支援経過等に記録を残してください。

【事例】

医療系サービスを位置付けた居宅（介護予防）サービス計画を主治の医師に交付していない。

ア 主治の医師等に対して居宅（介護予防）サービス計画を交付する義務があるため、主治の医師等に交付し、その旨を支援経過等に記録してください。

【事例】

福祉用具貸与・販売を位置付ける際の検討が不十分である。

ア 不要な福祉用具を位置付けることは介護給付費の適正化に望ましくなく、利用者の自立支援の阻害につながることも考えられるため、下記のとおり検討等したうえで位置付けているかをご確認ください。

- ✓ 新たに福祉用具を位置付けるに当たっては、サービス担当者会議において必要性を検討している
- ✓ 居宅（介護予防）サービス計画に、継続して福祉用具貸与が必要な理由や福祉用具販売が必要な理由を記載している

(2) 居宅サービス計画の作成について

【事例】

アセスメントを実施する際に使用している調書の様式の項目が、居宅介護支援事業者が使用する「課題分析標準項目」となっていない。

ア 居宅介護支援事業者が使用する「課題分析標準項目」を用いてアセスメントを行ってください。

2 介護報酬

(1) 入院時情報連携加算について

!!過誤調整案件!!

【事例】

利用者が医療機関に入院した日の翌々日に、医療機関に対して当該利用者に係る必要な情報を提供しているケースについて、本来当該加算（Ⅱ）を算定するところを（Ⅰ）で算定している。

ア 入院の日以前に情報提供した場合や、当該居宅介護支援事業所における運営規程に定める営業時間終了後または営業日以外の日に入院し、当該入院日の翌日に情報提供した場合においても、（Ⅰ）は算定可能です。